



議院選挙をにらんで、「国難」であるトランプ関税不況対策として、与野党の間から消費税減税、給付の大合唱が始まっている。

給付のメリットは、いくらもらえるのかわかりやすいという点である。2009年のリーマンショック時の定額給付金は、国民全員に1人当たり12,000円（65歳以上の者及び18歳以下の者は20,000円）を配った。2020年のコロナ禍には、特別定額給付金として全世帯に対して1人あたり10万円の配布が行われた。

しかし給付金は、所得に応じたきめ細かい給付をするシステムがなく、住民税非課税者を対象とするか、国民全員かという二者択一になり「バラマキ」という批判が付きまとう。

一方消費税減税には、消費税収全額を当てている社会保障財源をどうするのかという点や、一度下げると元に戻すことが難しいという大きな課題がある。

ここで取り上げるのは、消費税率の引下げがそのまま価格低下として国民に還元

されるのかという問題である。コロナ対策として消費税減税が行われたドイツと英国の事例を見てみよう。ドイツは2020年7月から半年間、標準税率を19%から16%へ、軽減税率を7%から5%へ引き下げた。この政策についてドイツのシンクタンクIFOは、引下げ分がすべて消費者に還元されたわけではなく一部企業の手元に残ったことから、引下げが消費者の消費増につながったと答えた国民は少なく、期待通りの効果は達成されなかったと評価している。

英国は、外食やホテルなど2020年7月から標準税率の20%を5%に引き下げ、2022年4月に戻した。これに対しガーディアン紙は、「多くの企業は差額（引下げ分）をポケットに入れる予定だ」と批判した。わが国でも、食料品の税率を引き下げてもその分消費者の負担が下がり

ないという批判が起こりかねない。

筆者は、「国難」で緊急対策がどうしても必要というのなら、2015年に財務省が与党税調に提示した「日本型軽減税率制度」をもとにした還付策を時限的に導入することが最適と考える。この案は、会計する際にマイナンバーカードを店舗の端末にかざし、カードに記載されたICチップの読み取りにより本人確認をしてポイントを付与、後日現金に変えて本人の口座に振り込むという仕組みである。

連載

第218回

「国難」への対応は
日本型消費税還付で

税制之理

森信茂樹
東京財団政策研究所研究主幹

ポイント制度を活用して対象品目の購入に係る軽減分の消費税相当額を消費者に還付する案なので、飲食料品販売事業者の端末を整備する必要があるが、マイナンバーカードを所得情報と結びつけることができるので、対象者を一定の所得以下の者に絞り還付金額も一定額の範囲内に限定することができる。

この案は採用されなかったが、2019年10月の消費増税時には、景気の落ち込みを緩和するために、キャッ

シュレス・ポイント還元事業が行われた。これは、消費者が電子マネーやクレジットカードなど現金以外のキャッシュレス決済を行った場合に、5%（中小企業）ないし2%（フランチャイズ店舗）の還元を受けるというもので、2020年6月30日まで実施された。買い物時に一定割合を払い戻すという点において、財務省案と類似している。マイナカードがさらに普及し公金口座の登録も増えている今日、日本型軽減税率導入のハードルは低い。

わが国では、マイナンバーで国民の所得を把握しているのに、所得に応じた給付を行うシステムは整備されていない。「国難」の今日、早急に日本型軽減税率の検討を進めるとともに、マイナンバーを活用して所得に応じた給付が可能なシステムの整備を行うべきではないか。